

川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業  
次世代エネルギーシステム整備工事

特記仕様書

令和元年 6 月  
薩摩川内市

## 第1章 総則

### 【適用】

第1条 この特記仕様書は、薩摩川内市が発注する「川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業 次世代エネルギーシステム整備工事」（以下、「本事業」という。）に適用する。

### 【事業目的】

第2条 薩摩川内市（以下「本市」という。）では平成25年3月に策定された「薩摩川内市次世代エネルギービジョン・行動計画」及び平成29年3月に策定された「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」をはじめとした各計画に基づき、次世代エネルギーを活用したまちづくりを進めている。

本事業では、川内駅東口に、公共・民間が一体となって「新たな賑わいの創出」を目的に整備するコンベンション機能を核とする複合施設（以下「川内駅コンベンションセンター」という。）に、次世代エネルギーの導入を進め、環境面・経済面での効果を明らかにし、効果的な情報発信を行うと同時に、市民や次世代を担う子供たち、企業等を対象に導入した設備を紹介しながら、これまでの次世代エネルギーに関する様々な実証事業等を通じて得た知識やノウハウを培ってきた本市だからこそできる視察ツアー等を立案し、その拠点施設として次世代エネルギーの活用の意義や有効性についての理解促進と普及啓発を図るとともに、非常時においては導入設備を活用した防災拠点施設として整備するために、太陽光発電システム・蓄電池システム・地中熱を利用した水熱源空調システム・EMS（エネルギーマネジメントシステム）等を導入し、導入設備を連携させたシステム整備を行うことを目的としている。

### 【対象及び所在地】

第3条 本事業の対象及び所在地については、以下のとおりとする。

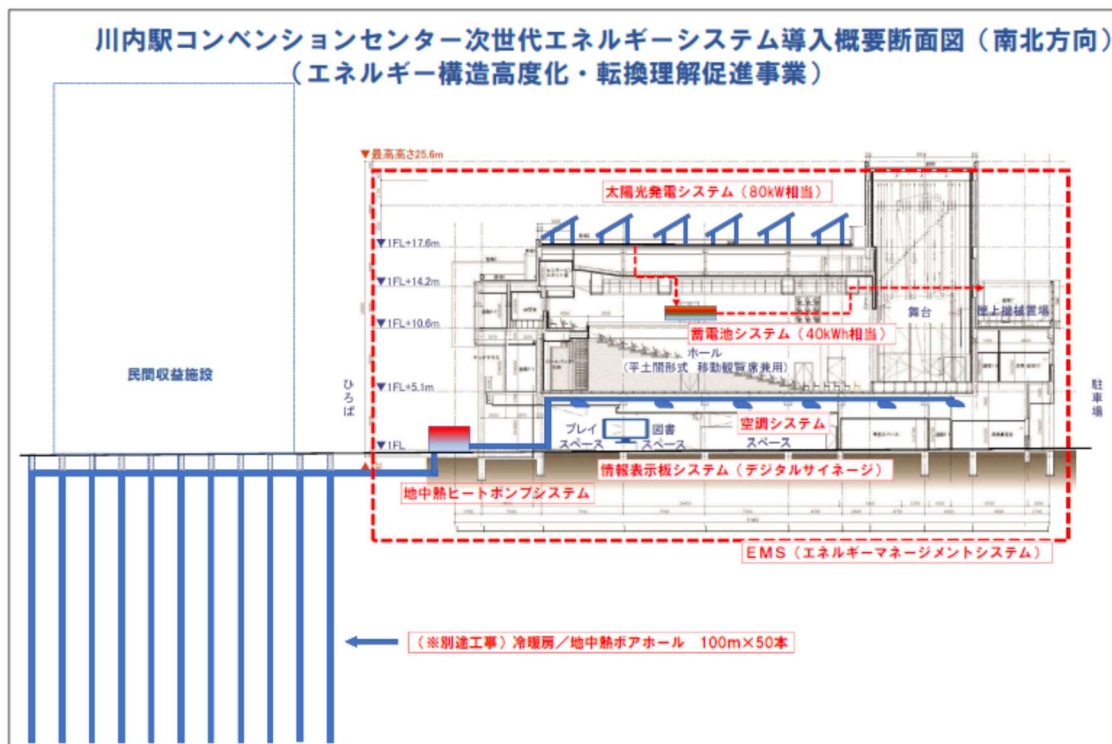
対 象：川内駅コンベンションセンター

所在地：薩摩川内市平佐1丁目18番地

### 【業務の概要】

第4条 本事業において“川内駅コンベンションセンター”に導入する次世代エネルギーシステムの主要設備及びシステムである「太陽光発電システム」、「蓄電池システム」、「地中熱利用設備」、「水熱源空調システム」、「EMS（エネルギーマネジメントシステム）」、及び「情報表示板システム」は、以下のとおりである。

## 導入設備の概略図



### 1. 太陽光発電設備

太陽光発電及び蓄電システムによる買電電力の削減とピークカットで電力料金の削減を図り、災害時等の非常時には、自立運転出力で特定負荷への電力供給を可能としたBCP対策や再生可能エネルギー使用による環境貢献を目的とする。太陽光パネルは、設置可能な場所において設置方位及び設置角度において最大発電量が得られる計画とする。また、川内駅コンベンションセンターにおいて有効活用できるように高圧受変電設備との連携を実施する。

### 2. 蓄電池設備

太陽光発電との連携により再生可能エネルギーの有効利用を想定したシステムとする。契約電力超過時に特定負荷（照明・コンセント）へ蓄電した電力を放電することによりピークカットで契約電力の低減を図り、災害時等の非常時には特定負荷への電力供給を可能としたBCP対策を行う計画とする。

蓄電池は、コスト及び汎用性、寿命に優れたリチウムイオン電池とする。

設置場所は、建屋内に専用室を設けメンテナンス性及び長寿命化を考慮する。

### 3. 地中熱利用システム（※一部別途工事）

空調設備の熱源として濁水被害や水質に影響のない最も汎用性に優れたクローズドループ方式とし、地中熱交換器は深度100m×50本とする。（※地中

熱交換器のみ別途工事)

※本事業の地中熱利用システムの対象は、本特記仕様書第29条を参照のこと。

#### 4. 水熱源空調機

地中熱利用設備より供給される熱量を空冷式の室外ユニットに相当する熱源ユニットにて熱源水と直膨コイルで熱交換を行う。建物内の室内ユニット間は冷媒を循環し、冷暖房空調システムを構築する。長尺化が容易な水配管（地中熱）再生可能エネルギーを利用し、快適性を維持することが可能なシステムを目的とする。特に、冬季暖房性能低下が著しい空冷パッケージエアコンに対し、年間安定した温度の地中熱を利用することで、安定した暖房性能を発揮し、冷暖房運転のランニングコスト低減を目指す。

#### 5. EMS（エネルギーマネジメントシステム）

本事業で導入する、太陽光発電システム、蓄電池システム、地中熱利用システム等の建物内エネルギーデータ（主に電力）を収集し、ハードディスク内に蓄積する。太陽光発電システム、蓄電池システムの連携にて建物内の空調や照明等の電力を補い消費電力や環境負荷の削減量を管理するためのシステムとし、人だけでは気付かない課題点の抽出を可能としたエネルギー管理を目指す。

#### 6. 情報表示板システム

EMS（エネルギーマネジメントシステム）からCSVデータを受け取り、グラフィカルな画面で表示する。EMSのコンテンツWebページにアクセスすることでEMSのコンテンツを表示する。建物エネルギー情報を電子化して表示するとともに次世代エネルギーの普及啓発やエネルギー構造転換に繋がるようなコンテンツを作成し、ディスプレイに表示できるシステムとする。

### 【工期】

第5条 本事業の契約締結の翌日から令和2年3月18日まで（予定）とする。

### 【事業者の義務】

第6条 事業者は、本事業の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

2 本仕様書及び添付図書は、本事業に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、事業者が責任をもって充足しなければならない。

3 事業者は、本事業の実施にあたり、本市と詳細な協議を行い、本市の承認を受けた後、作業を進めるものとし、本市と綿密な連絡を取り、事業を遂行しなければならない。

#### 【関係法規等】

第7条 本事業の実施にあたっては、本特記仕様書のほか、国・県・市等の上位計画、指導・通達との整合を図るものとする。

#### 【秘密の厳守】

第8条 事業者は、本事業で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、本市の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

2 事業者は、成果品を他人に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りではない。

#### 【疑義】

第9条 事業者は、本事業について不明な点、又は疑義を生じた場合は、本市の指示を受けるものとし、その時期を逸して手戻りにならないようにしなければならない。

#### 【計画書】

第10条 事業者は、本事業の着手前までに、業務について、計画書を作成し遅延なく（遅くとも工事着手前までに）監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

#### 【コリンズ（CORINS）登録】

第11条 事業者は、受注時又は変更時において、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

### 【協議】

- 第12条 事業着手時及び実施中における協議・打合せは綿密に行うものとし、事業実施中における協議は、本市の指示又は事業者からの申し入れにより随時実施するものとする。
- 2 事業者は、その協議事項について記録し、次回の打合せの際、相互に確認するものとする。
  - 3 事業着手時及び各種検査時においては、本事業の責任者が立会うものとする。

### 【建設工事の適正な施工の確保】

- 第13条 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2 建設業法第26条の規定により、事業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
  - 3 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、次に該当する場合である。
    - (1) 事業者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
    - (2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点  
上記の場合にあっても、事業者と本市が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
  - 4 事業者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げるものと同様以上の能力を有すると認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けているものを配置すること。この場合において、本市から請求があった場合は、資格者証を掲示すること。
  - 5 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿等により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。
  - 6 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、

工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- 7 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- 8 工事完成後、工事完成通知書を本市に提出し受理された日以降は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- 9 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項において、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取扱うこととする。

ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、環境保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
  - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間  
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
  - (4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
  - (5) 上記の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、「工事打合簿等」により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にすること。
- 10 事業者は施工業務を実施するにあたり、下請契約締結の際には、標準下請契約約款（昭和52年4月中央建設業審議会勧告）に準拠した契約書を交わすこと。また、下請代金は、工事内容及び工期等から勘案して適正なものであること。
  - 11 事業者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、事前に下請届を提出し、承諾を受けてから、施工体制台帳及び添付資料を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅延なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、再下請の場合も同様に、事前に下請届を提出し、承諾を受けてから、再下請通知書を提出すること。施工体制台帳の記載事項又は添付資料に変更があったときは、その都度、当該変

更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

1 2 事業者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

1 3 前1 2項のほか、建設業法に抵触する行為は行わないこと。

#### 【支払い】

第1 4条 契約金額の支払いは、概ね以下のとおりとする。（※詳細は、本市と事業者との間で締結する契約書に示す。）

事業の進捗にあわせて、前金払、中間前金払、部分払い及び完了払いにて行うことができる。

支払内容	支払限度額	備考
前金払	契約額の40%以内	
中間前金払	契約額の20%以内	
部分払い (施工期間中1回)	契約額の90%以内で 前金払金額を除いた額	※出来高払い
完了払	契約額の残高	

#### 【選定内容が不履行となった場合の措置】

第1 5条 事業者は、本書及び契約書に基づき本事業を行うものとする。事業者の責により本書及び契約書を満たす工事が行われな場合、本市は事業者に対し再度実施を求めるとともに、契約金額の減額や損害賠償の請求等を行うことがある。

#### 【火災保険等】

第1 6条 事業者は、工事目的物及び工事材料等に火災保険、建設工事保険及び賠償責任保険を付するものとする。

なお、保険期間は、仮設工事を含む施工業務の着手日から引渡しの日までとする。



【契約変更】

第17条 本事業における契約金額の変更は、以下のリスク分担表によるものとする。

リスク分担表

<共通事項>

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
		市	事業者	
公募手続き	公募資料の誤り	○		
	本市の事由により事業者と契約が締結できない場合	○		
	事業者の事由により本市と契約ができない場合		○	
法令変更	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規則の立法など	○		
	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	
	消費税率が変更されたことによる費用の増加	△	○	
許認可の取得	本事業の実施にあたって、事業者が取得すべき許認可の遅延等による費用の増加		○	設計にかかる認定、判定、計画通知の取得なども含む
住民等の要望活動	本市の提示条件や本事業を実施することそのものに対する地域住民の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加	○		
	事業者が行う業務に関する地域住民等の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加		○	
環境の保全	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	
第三者賠償	事業者の事由による事故等により第三者に与えた損害(事業者の事由により、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合も含む)		○	
物価の変動	設計・工事段階の物価変動	○	△	物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合(本市規定による)
本事業の中止・延期	本市の指示、市議会の不承認等による本工事の中止・延期	○		政策変更等によるもの
	上記以外の事由による本事業の中止・延期(不可抗力リスクを除く)		○	
構成員に関するリスク	事業者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本事業の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
不可抗力リスク	暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒乱・暴動その他の人為的な現象による本施設の損害。ただし、自然災害に関しては、計画段階で想定している範囲のものは除く。	○	△	修復を行う場合、修復費用につき事業者が一部を負担

○：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい。

<設計・工事>

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
		市	事業者	
調査	本市が実施した調査等に不備があった場合	○		
	事業者が実施した調査等に不備があった場合		○	
	事業者が実施した測量、調査の結果、本施設の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○		
設計	本市が提示した設計に関する与条件等に不備があった場合	○		
	事業者が実施した設計に不備があった場合		○	
設計変更	本市の指示により、設計変更を行ったことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加	○		
	事業者の事由により、設計変更を行ったことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
工事完了の遅延	本市の指示、変更等、本市の事由により契約期日までに本事業が完了しない場合	○		
	事業者の事由により、契約期日までに本事業が完了しない場合		○	
	不可抗力により、契約期日までに本事業が完了しない場合	○	△	
工事費の増減	本市の指示、変更等、本市の事由による工事費の増加	○		
	事業者の事由による工事費の増加		○	
	工事中に発見された不可視部分の補修等による工事費の増加	○		
	不可抗力による工事費の増加	○	△	
騒音・振動等	事業者が工事を実施する際に生じた騒音・振動等により周辺施設や住民に著しい影響を与えた場合		○	
仕様書等不履行	本事業の実施中や本事業の完成検査等において、仕様書や技術提案書の不履行や施工不良部が発見された場合		○	

○：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい。

## 第2章 共通工

### 【関連事業者との協力】

第18条 関連事業者とは、工程管理、安全管理、品質管理など十分協議、調整の上、施工すること。

### 【近隣関係】

第19条 工事中は、工事現場周囲の状況を十分把握し、付近住民・児童・一般通行者・通行車両等に対し、危険が及ばないように、また、迷惑がかからないように十分注意を払い施工すること。なお、工事進入路は本市の指示によるものとし、工事車両の進入等に際しては、交通整理員等を適切に配置し、必要に応じて安全対策を講じること。

2 工事により付近住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃等）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を報告すること。

3 周辺道路等は、常に清掃を行い、場内についても散水等の防塵対策を講じること。

4 現場着手に先立ち、周辺施設や家屋等について、将来予測される工事に起因する損害に対する事前調査を行うこと。

### 【作業時間】

第20条 作業時間は午前8時30分から午後5時まで（ただし、騒音、振動を伴う作業については、近隣を考慮した時間帯とする。）とし、昼休み（正午～午後1時）、日曜、祝日の作業を原則として禁止する。また、作業時間については、周辺住民、施設管理者、関連工事業者と協議し、本市の承諾を得ること。

なお、工事中やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議すること。

### 【下請工事における市内建設業者の優先活用】

第21条 事業者は、工事の一部を下請に付する場合は、薩摩川内市内の業者を使用するように努めること。

2 事業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督職員に提出すること。

### 【市内産資材等の優先活用】

第22条 工事に使用する資材については、市内で産出、生産又は製造されたもの（以下「市内産資材」という。）の優先活用に努めることとし、さらに、市内産資材以外の資材等についても、市内の資材業者等から調達するよう努めること。

2 事業者は、前項で定めた市内産資材等を使用しない場合は、材料承認願

いの提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督員に提出すること。

### 【安全管理】

第23条 事業者は、労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則を遵守し安全確保に努めること。

2 工事現場には、現場標識・安全標識及び保安柵等を設置し、安全管理を行うこと。

3 工事現場内から、道路の出入口等における交通に与える影響を最小限にとどめ、交通事故の防止に努めること。

4 現場作業員等への安全意識の向上を図るよう始業前に危険予知活動、ラジオ体操等を実施するとともに、危険予知看板等を設置して、安全教育に努めること。

5 安全訓練等の実施状況を工事報告書（工事月報及び実施状況写真）に記録し、報告すること。

6 工事期間中は、安全巡視員（又は安全管理員）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工事区域内全般の監視あるいは連絡を行わせ安全確保に努めること。

7 GW・盆等の休業期間中については、監督職員に現場休業届を提出し、現場入口には保安柵を設置し、一般者の侵入を防止し現場内で事故のないように措置を講ずること。

8 現場の安全日誌等の安全管理に関する書類について、監督職員より提示を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。

9 資材等の荷卸しのための揚重機を設置する場合は、揚重機周りに専任の監視員を配置すること。

### 【施工】

第24条 工事着手前に地下埋設物及び架空線等上空施設の調査を行い、必要に応じて各施設管理者との協議を実施し、その結果を監督職員に報告すること。

また、不測の事態が発生した場合は、その都度、施設管理者の指示を仰ぐものとする。

2 工事着手時は、全区間の丁張を設置し、監督職員の承認を得てから着工すること。

3 工事用水の利用については、節水対策を講じること。

4 本工事において、関係法令及び条例等に該当する事項が場合は、怠りなく許可、届出及び手続き等を行うこと。

5 本工事で使用した周辺道路について、本市がアスファルト舗装復旧が必要と判断し指示した場合は、該当箇所の復旧を行うこと。

6 本工事により発生する産業廃棄物（汚泥、残材、残土等）は、工事に先立ち速やかに処理計画書を本市に提出し、事業者の責任において適正に処理することとし、不法投棄をしないこと。

7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、コンクリート、アスファルト等は、リサイクル化に努めること。

#### 【建設工事における過積載防止の徹底】

第25条 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1) から (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

#### 【建設機械の使用】

第26条 本工事において以下の対象機械を使用する場合、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により、未対策建設機械を使用してもよいものとする。

(1) バックホウ (2) ホイルローダー (3) ブルドーザー (4) 発動発電機 (5) 空気圧縮機 (6) 油圧ユニット (7) ローラー類 (8) ラフテクレーン (9) アスファルトフィニッシャー (10) モータグレーダ

なお、排出ガス対策型建設機械又は「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

2 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき「低騒音型低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された低騒音建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、

工事完成図書に写真を添付すること。

#### 【電子納品】

第27条 本事業は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「薩摩川内市電子納品の手引き（案）（平成30年6月）」（以下「手引き（案）」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

2 「手引き（案）」に基づいて作成した電子成果品は、電子媒体（CD-R等）で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

3 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

#### 【その他】

第28条 本事業は、関連事業や施設管理者との調整等により大幅な工期変更を要する（大幅な工期延長、工事中止等）場合がありうる。

2 工事表示板、工事情報看板及び工事説明看板は、事業者と薩摩川内市の2段書きとする。また、表示は「道路工事現場における表示施設等の設置基準」（鹿児島県通知）によるものとする。

#### 【個人情報の取扱い】

第29条 事業者は、本工事の設計及び施工にあたっては、以下の各号を遵守すること。

1 本事業において取得した個人情報（工事の仕上がり、施工内容、設計資料等）の秘密保持に関し、個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止その他の適切な措置を講じること。

2 下請けを行う際は、個人情報の適切な管理を行う能力を有するものに行うものとし、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。

3 本事業の利用目的以外に利用するとき、又は利用目的のために利用する場合であっても、個人情報の複製、送信、記録媒体の外部への送付又は持ち出し等を行う場合は、社内の個人情報管理責任者の了解を得ること。

4 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、速やかに監督職員に報告を行い、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

5 本事業期間終了後、個人情報が記載されている媒体が不要となったときは、個人情報の復元、又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を

行うこと。

6 本市が貸与した個人情報は、本事業期間満了後、速やかに返却すること。

### 第3章 施工条件

#### 【関係法令・条例等の遵守】

第30条 事業者は、以下の法令・条例のほか、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令及び条例等を遵守すること。なお、最新のものを参照すること。

- (1) 建築基準法
- (2) 都市計画法
- (3) 景観法
- (4) 消防法
- (5) 道路法
- (6) 騒音規制法
- (7) 振動規制法
- (8) 環境基本法
- (9) 労働基準法
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 電気事業法
- (12) 電気工事の業務の適正化に関する法律
- (13) 電気工事士法
- (14) 電気用品安全法
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (18) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (19) 薩摩川内市景観条例
- (20) 薩摩川内市火災予防条例

#### 【適用基準】

第31条 本仕様書にない事項については、原則として以下の基準による。なお、最新のものを参照すること。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2)         "                 （電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (3)         "                 （機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (4) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (5) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (6) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (7) 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (8) 電気設備工事標準図（公共建築協会）
- (9) 内線規定（日本電気協会）



- (10) 高圧電気設備指針（日本電気協会）
- (11) 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- (12) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (13) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

**【基本条件】**

第32条 本事業は、川内駅（以下、「本施設」という。）を利用しながら施工を行うものとする。ただし、事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、本事業実施中に本施設の利用が極めて困難と判断される場合に限り、施設管理者・本市・事業者の三者で協議のうえ、方針を決定するものとする。

2 駅前ロータリーは、一般利用者及びタクシー・バスの乗降場となっているため、工事期間中も関係車両の通行が常時可能となるスペースを確保すること。

3 断水、停電、通信設備等を停止する必要がある場合は、必要に応じて事業者にて、仮設を設置するなど、駅利用者及び駅施設の利用の妨げとならないよう配慮すること。

4 現場での工事期間を最小限に抑え、本施設利用者の支障とならないように努めること。

**【システム構成】**

第33条 本事業にて導入する各設備（システム）については、以下の条件の同等以上の性能を有するものとする。

**導入設備一覧**

設備（システム）名称	構成及び仕様等
(1) 太陽光発電システム	以下のとおり (※同等以上の性能とする。)
(2) 蓄電池システム	
(3) 地中熱利用システム	
(4) 水熱源空調機	
(5) EMS（エネルギーマネジメントシステム）	
(6) 情報表示板システム	

(1) 太陽光発電システム

構成機器：太陽電池モジュール・パワーコンディショナ（蓄電池システムと共用）・接続箱・日射計・気温計・太陽電池架台・データ計測装置

ア. 機器仕様

i) 太陽電池モジュール (防眩タイプ)

- ・ 太陽電池セル：単結晶系ハイブリッド型シリコン太陽電池
- ・ 設備容量：80 k W相当
- ・ モジュール変換効率：15%以上

ii) 接続箱

- ・ 構造：鋼板製 屋外設置壁掛型

iii) パワーコンディショナ

- ・ 構造：鉄板製 屋内用自立型
- ・ 交流電源：AC202V 60Hz
- ・ 電力変換効率：93.0 以上%
- ・ 定格出力：40kW 相当

イ. 設置場所

- ・ 川内駅コンベンションセンター屋上 (太陽電池モジュール)
- ・ 川内駅コンベンションセンター3階機器置場 (パワーコンディショナー)

(2) 蓄電池システム

構成機器：蓄電システム・スコットトランス盤

ア. 機器仕様

i) 蓄電池 (リチウムイオン蓄電池)

- ・ 定格容量：20 k W h 相当×2 台
- ・ 定格電圧：202V 60Hz
- ・ 電圧範囲：317V～394V
- ・ 構造：鉄板製 屋内用自立型
- ・ 災害時独立して運用するための自立運転機能を保有すること。

ii) スコットトランス盤

- ・ 構造：鉄板製 屋外キュービクル型
- ・ 入力電圧：三相 3 線 202V
- ・ 出力電圧：単相 3 線 101/202V
- ・ 直流電圧範囲：0V～600V
- ・ 交流定格容量：三相 202V 60H z 40 k W

イ. 設置場所

- ・川内駅コンベンションセンター 3階蓄電池室

### (3) 地中熱利用システム

#### ア. 機器仕様

i) 地中熱ボアホールシステム (クローズドループ方式)

- ・地中熱交換器：ポリエチレンパイプ循環・深度 100m×50本  
(※別途工事)
- ・熱源水ポンプ：片吸込渦巻きポンプ  
40φ×240L/min×20m×1.5kw×3台
- ・膨張タンク：隔膜式密閉型容量 500L、受水容量 250L
- ・補給水ポンプ：自動給水ポンプ  
20φ×15L/min×15m×0.15kw×1台
- ・熱源水ヘッダー (往) SGP 製、150φ×1000L
- ・熱源水ヘッダー (還) SGP 製、150φ×1000L

#### イ. 設置場所

- ・地中熱関連機器：川内駅コンベンションセンター屋外階段下機器置場
- ・地中熱交換器：川内駅コンベンションセンター広場等

### (4) 水熱源空調機

#### ア. 機器仕様

- ・水熱源空調機 (室外機)：クローズド方式 (地中熱利用・一次媒体：水)
- ・冷暖房切替方式
- ・機器能力：22.0kw×1台、28.0kw×1台、77.5kw×1台
- ・屋外設置仕様 (室外機)
- ・室内機：2方向カセット型、2.2kw×5台  
4方向カセット型、3.6kw×12台  
天井埋込ダクト型 5.6kw×1台、7.1kw×2台、9.0kw×1台  
11.2kw×1台
- ・室内機リモートコントロールスイッチ、集中管理コントローラー

#### イ. 設置場所

- ・室外機：川内駅コンベンションセンター屋外階段下機器置場  
川内駅コンベンションセンター3階機器置場
- ・室内機：川内駅コンベンションセンター内  
1階：ロビー、総合受付、相談室 1~4、市民執務・図書  
プレイスペース、授乳室、小会議室 1~3

2 階：総合案内、ホワイエ、交流サロン

(5) EMS (エネルギーマネジメントシステム)

ア. 機器仕様

- ・ OS : Windows10 IoT Enterprise Microsoft Excel 2016 搭載
- ・ CPU:Core i3-4360
- ・ メモリ : 8GB 以上
- ・ DVD マルチドライブ
- ・ ストレージ : 500GB 以上
- ・ ディスプレイ : 23.8 インチ以上
- ・ 表示色 : 1619 万色以上
- ・ 解像度 : 1920×1080 ドット
- ・ 電源 AC100V、60HZ 700VA

イ. 機能仕様

- ・ データを収集し、ハードディスク内に蓄積する。
- ・ 対象データは、機器設備、電気設備の運転状態、計測値、計量値とする。
- ・ 収集したデータを加工（四則演算）し、目的に応じたデータを作成できるものとする。
- ・ 収集データを時間帯（例：昼／夜）や状態店（例：冷／暖）でフィルタリングし、目的に応じたデータを作成できるものとする。
- ・ 実データ、演算データ、フィルタリングデータをもとに、グラフ表示をおこなうものとする。
- ・ 現在時刻における負荷設備の使用電力、商用電源からの受電電力、太陽光発電、蓄電池電源の稼働状態、発電電力の情報を表示する。現在時刻における各電源設備の稼働状態を表示する。
- ・ 運用支援機能での電力需要予測・供給計画と需要・供給実績をグラフィカルに表示する。
- ・ 過去の電力使用実績による電力需要予測と、電力供給計画（コスト最少／CO2 排出量最少）をシミュレーション可能とする。
- ・ 太陽光発電以外の電源設備（商用電源、非常用発電機、蓄電池）に対し、電力需要予測値及び太陽光発電予測値を元に、指定された運転モードに応じた電力供給計画値を 30 分毎をシミュレーションする。
- ・ 受変電設備の電力メータが出力する受電電力量をデータ収集装置経由で取得する。データ収集装置は、電力量を CSV データで蓄積する。
- ・ 負荷電力量は、データ収集装置経由で取得し、電力量を表示する。
- ・ 電源設備（蓄電池、太陽光発電）の運転状態のデータを収集し、データベースに保存する。

ウ. 付属機能

- ・最大ポイント数：5000 ポイント  
(実装数：2500 ポイント、仮想点数：2500 ポイント)
- ・管理期間 (日報データ)：当年を含む 4 年 (3 年度前の 4 月 1 日～当日)  
(デジタル点/アナログ点は 10 分データも管理)
- ・管理期間 (月報データ)：当年を含む 15 年 (14 年前の 4 月 1 日～当日)
- ・管理期間 (年報データ)：当年を含む 15 年 (14 年前の 4 月～当月)
- ・管理期間 (多年報データ)：当年を含む 15 年  
(14 年前の 4 月～当年度当月)

エ. 設置場所

- ・川内駅コンベンションセンター内 中央事務室

(6) デジタルサイネージ

ア. 機器仕様

- ・管理端末：Windows10 Pro64bit・メモリ：8GB・HDD：500GB×2  
21.5 型ディスプレイ
- ・無停電電源装置：500VA、バックアップ時間 3.5 分以上
- ・プロジェクター：7000lm レーザーダイオードクラス 1、電動ズーム、  
電動フォーカス方式、投写画面サイズ 50～600 型 (アスペクト比 16:10)
- ・対応ディスプレイ：ガラススクリーン。
- ・接続可能ディスプレイ数：1 システムに表示パソコン最大 500 台まで。
- ・表示可能コンテンツ：コンテンツファイル/WEB ページ/テロップ
- ・対応コンテンツファイル形式：PowerPoint(PPT/PPS/PPTX/PPSX)、動  
画(WMV/MP4/AVI/MPEG1)、静止画(PNG/JPG/BMP/GIF)、PDF(PDF)、  
Flash(SWF)
- ・マルチレイアウト機能：1 画面に最大 4 コンテンツの配置。
- ・コンテンツ切り替え効果：フェードの選択。
- ・WEB 表示機能：縦方向の自動スクロール機能あり。WEB 表示は、表示  
パソコンが WEB サーバーに接続可能なページに限る。
- ・テロップ表示機能：1 テロップ 500 文字まで。背景色・文字色の任意設  
定。文字色は文字列途中での変更も可能。フォント・サイズ・スピードの  
選択が可能。文字列中の任意の範囲で太字・斜体設定が可能。
- ・BGM 機能：スケジュール設定時に BGM の指定が可能。BGM の音量調  
整が可能。
- ・対応 BGM ファイル形式：MP3/WAV/WMA
- ・スケジュールパターン：1 回限り/期間中毎日/期間中曜日指定の選択が可

能。

- スケジュール登録期間：設定当日～10年後。無期限の選択も可能。
- スケジュール登録可能時間帯：0時～0時。
- スケジュールの重なり制御：同日スケジュールがない場合のデフォルト設定。優先度2番目のスロット1、最優先のスロット2を自動制御。
- 割り込み機能：任意のグループを対象に登録済み番組を割り込み可能。テロップの割り込みも可能。指定時刻の自動解除機能。
- タブレット割り込み機能：タブレットから任意の表示端末に対して、登録済みコンテンツの割り込み表示が可能。パワーポイントのページ送り・戻し、動画の一時停止・再生操作が可能。
- 運用設定：曜日指定による運用時間の設定、任意の日の運用時間の設定が可能。運用時間設定には運用しない(休日)ことを選択も可能。
- タッチセンサー：対応 OS、Windows XP SP3、Windows Vista  
Windows 7、.NET Framework 3.5 以降
- CPU (推奨)：インテル Core 2 Duo 2GHz 以上
- メモリ (推奨)：2GB 以上
- センサー方式：半導体レーザー、 $\lambda = 905\text{nm}$   
(FDA レーザー安全クラス 1)
- 検出距離範囲：約 0.1～4m
- 対応最大サイズ：約 230 インチ(16:9)・約 210 インチ(4:3)
- 通信方式：USB
- 外形寸法(mm)：参考 幅 120×高さ 70×奥行 100
- 重量：参考 約 780g(ケーブルを含む)
- 電源：AC アダプター
- その他：AC アダプター付属、電源及び USB ケーブルは直出し(約 1.8m)

#### イ. 機能仕様

- システム管理サーバー、HUB、表示用 PC、プロジェクター、ディスプレイを構成する。プロジェクターはディスプレイ上部に設置し、フロント投影する。
- ディスプレイはガラススクリーンを使用し、建物エネルギー情報を電子化して表示できるシステムとする。ディスプレイには操作対象としたい面の中央上部(または中央下部)にレーザーセンサーを設置する。
- ディスプレイ内のセンサー検出エリアを手などでさえぎることで、マウスカーソルのクリック操作を可能とする。(タッチセンサー機能)
- ディスプレイの特長を生かし静止画のみではなく、動きのあるコンテンツとする。
- スケジュールを組んで内容を時刻により変更し、表示できる機能とする。

- ・基本的な構成は、システムに1台のサーバーがあり、普段の操作を行うための操作パソコンを使用する。
- ・表示パソコンはLANに接続できない場合でもUSBメモリによる配信可能とする。

#### ウ. 設置場所

- ・川内駅コンベンションセンター内 中央事務室

#### 【基本的事項】

第34条 施工業務の基本的事項は以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、本市及び関係官公署の指導等に従うものとする。

- (1) 工事で使用又は工事用車両の通過により舗装等を傷めた箇所については、原則として完成検査までに、原形復旧すること。
- (2) 工事の支障となる既存施設で、本市及び施設管理者と協議のうえ、撤去したものについては、原則として原形復旧すること。
- (3) 無理のない工事工程を立案し、必要に応じて、利用者や関係者に周知することにより、作業時間等に関する理解を得ること。
- (4) 工事に際しては、安全管理を徹底するとともに、利用者及び近隣住民への影響を最小限に留めること。

#### 【着手前】

第35条 着手前業務は、以下に示す手続き及び手順により行うものとする。

- (1) 全体施工計画書及び工種ごとの施工計画書を提出し、本市の承諾を受けること。
- (2) 当該敷地、近隣の状況及び既存施設の状況等の事前調査を十分に実施すること。
- (3) 労働基準監督署、警察署等への必要な申請及び届出を行うこと。なお、関係機関等の検査等が必要となる場合は、事業者は、本市の指示により立会うこと。
- (4) 製作図、施工図、計算書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (5) 工事着手前及び工事中は、必要に応じ、近隣住民等に対する工事説明を行うこと。
- (6) その他、工事着手時に必要な手続きを行うこと。

#### 【施工期間中】

第36条 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、実施設計図書及び施工計画に基づき、業務を遂行すること。

- ア. 建設業法に基づく適正な技術者を選任して配置し、工事監理を行うこと。

また、本市が要請したときは、技術者は工事施工についての的確に説明を行うこと。

イ. 障害物及び地下埋設物等が確認された場合は、速やかに本市と協議し、指示を仰ぐこと。

ウ. 既存道路等を損傷した場合は、事業者の責任で補修すること。

エ. 工事期間中は、週間工程表及び月報を作成し、監督職員に提出すること。

オ. 工事用水については、事業者の費用負担により対応すること。

カ. 塵埃等の飛散防止のために、必要に応じて、適切に防護シート等を設置すること。

キ. 周辺の交通渋滞や通行人に配慮し、交通誘導員を適切に配置すること。

ク. 付近住民及び駅利用者並びに通行車両に対し、危険の無いよう注意の上施工すること。また、工事に必要な安全対策は十分行うこと。

ケ. 工事により、付近住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃含む）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を本市に報告すること。

#### 【検査】

第37条 事業者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受検し、合格すること。

2 本事業については、おおむね出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施する予定であるので、事業者は検査希望日を本市に書面で申し出ること。

3 本事業における中間検査及び完了検査は、本市総務部契約検査課の検査を受け、合格すること。

3 各種検査において、指摘事項等があった場合は、事業者において速やかに対応すること。